

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

【憲法】

次の【設例】をよく読み、下の各【設問】(1)・(2)に答えなさい。

【設例】

Xは、小学校教諭であった12年前、商業施設の女性用トイレに、他人の身体をのぞき見する目的でカメラを設置したとの被疑事実で逮捕され、同年、A県迷惑防止条例違反として罰金刑に処せられ、罰金を納付した。この逮捕事実は逮捕当日に報道され、複数の報道機関のウェブサイトに掲載された。同日、小学校教諭が逮捕されたことに注目が集まり、匿名登録制のSNSである”Singer*”（以下「シンガー」という）上の氏名不詳者らのアカウントにおいて、上記報道記事の一部を転載して本件事実を摘示する多数の投稿がなされた（以下「本件各投稿」という）。本件各投稿には、上記ウェブページへのリンクが設定されていた。なお、本件各投稿に転載された報道記事はいずれも既に削除されている。

Xは、現在は、親戚の経営する事業の手伝いをして生活している。また、上記逮捕の数年後に婚姻したが、配偶者に対して本件事実を伝えていない。しかし、シンガー上では、利用者がXの氏名を条件として検索をかけると、検索結果として本件各投稿が表示されてしまう。

* シンガーは、「シンガー社」により運営され、世界での利用者数が4億人を超え、日本国内のユーザー数も4,000万人を超えている。投稿文字数は100字に限定されているものの、匿名性が高く、一言だけでも気軽に投稿できることから、情報収集だけでなく、ユーザー同士のコミュニケーション、災害時の緊急連絡手段の1つとしてなど、幅広い目的で利用されている。

【設問】

- (1) Xは、本件各投稿によりプライバシーが侵害されているとして、シンガー社に対し、人格権に基づく妨害排除請求権に基づき本件各投稿の削除を求め、訴えを提起した。Xの訴えにつき、本件各投稿の削除の許否を論じなさい。(30点)

- (2) 本件各投稿内容を中心にした、Xをモデルとした小説が書籍として出版されることになった。Xは、プライバシーや名誉感情が侵害されたとして、当該小説の出版の差止めを求め、訴えを提起した。裁判所が出版差止めの判断を肯定するのは、どのような場合と考えられるか、参照すべき判例を挙げつつ説明しなさい。(20点)

以上

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

【行政法】

以下の6項目から4項目を選び、何番の問題を解答するか番号を明記した上で、それぞれ10～15行程度で論じなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること。(配点50点〈各項目均等配点〉)

- 1 通達の裁判規範性について
- 2 行政庁が自ら設定・公表した審査基準から逸脱した処分をすることの可否
- 3 行政裁量に関する判断過程審査の意義と問題点
- 4 いわゆる「上乗せ条例」が許容される場合
- 5 取消判決の反復禁止効の意義と制度的根拠
- 6 取消訴訟における執行停止の要件である「重大な損害」の判断基準

令和6年度 九州大学法科大学院 入学試験問題

【民法】

問題1 (20点)

Pは、Qと協議離婚をするにあたり、財産分与として、自己が婚姻前から所有していた不動産をQに無償で与えた。その際、PもQも、この財産分与に対して課税されるのはQであることを前提としていた。しかし、離婚の届出及び当該不動産に係る移転登記手続を済ませた後、この財産分与についてはPに譲渡所得税が課されることが判明した。課税額が高額であることから、Pはこの財産分与を取消したいと考えている。Pによる取消しが可能かどうか、検討せよ。

問題2 (30点)

不動産会社Aは、その有する5階建てのビル(甲)の各階をB~Fに賃貸している。

甲の1階部分の賃借人はBである(AとBの賃貸借契約を賃貸借①とする)。Bは、数年来、そこで雑貨店を営んでいる。

Aは、甲を投資家Cに売却し、代金支払・登記移転のいずれも履行された。この売却の際、甲にはBを含む複数の賃借人が存在することから、甲に係る賃貸借契約に関しては、賃貸人の地位をAに留保する旨の合意がなされ、さらに、Cが甲をAに賃貸する旨の契約が改めて締結された(AとCの賃貸借契約を賃貸借②とする)。

賃貸借②の締結から半年が経過した頃、資金繰りの悪化のため、AはCへの賃料支払いを怠るようになった。Aの賃料不払いがさらに半年続き、度重なる支払いの催告にもAが一向に応じないことから、Cは賃貸借②を解除した。

この場合において、CはBに対して甲の1階部分の明け渡しを求めることができるか、検討せよ(なお、Cによる賃貸借②の解除は有効であることを前提とせよ)。

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

【民事訴訟法】

以下の【設例】を読んで【設問】に答えなさい。

【設例】

福岡市に住むYは同市内で飲食店を経営していたが、経営が芳しくなかったため、Yの大学時代からの友人であり、現在は大阪市に在住して同じく飲食店を経営しているXに、事業について相談をした。XはYの事情に理解を示し、今後は業績も上向くと感じて、Yに対し金500万円を貸し付けた。ところが、Yの事業経営はその後もうまくいかないまま、貸付金の返済期限が到来してしまった。Xはやむなく、Yに対し500万円の貸金の返還を求めたところ、Yは、Xが自分に交付してくれた500万円は、Yの事業経営に同情したXによる贈与金であるとして、先にXを相手に、貸金返還義務が存在していない旨の確認を求める訴訟を提起してしまった。

【設問】

(1) 【設例】の訴訟の法定管轄を説明しなさい。(15点)

(2) 【設例】の事案において、XはYに交付した500万円の返還を求める訴訟を提起したいと考えている。このXによる訴訟が以下の①ないし②であった場合について各問いに解答しなさい。(35点)

①Xが貸金返還請求訴訟を、【設例】のYによる貸金債務不存在確認請求訴訟における反訴として提起したところ、反訴の提起を受けた裁判所がXY間の金銭の交付は貸金であるとの判断に至った場合、当該裁判所はYの本訴、Xの反訴につきどのような判決をすべきかを検討しなさい。

②Xが貸金返還請求を、【設例】のYによる貸金債務不存在確認請求訴訟とは別の訴訟として提起したところ、別訴の提起を受けた裁判所がXY間の金銭の交付は貸金であるとの判断に至った場合、当該裁判所はXによる別訴につきどのような判決をすべきかを論じなさい。

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

【商法・会社法】

【問題1】

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

【設例】

甲株式会社（以下「甲社」という。）及び乙株式会社（以下「乙社」という。）は、公開会社である。ただし、甲社及び乙社は、上場会社ではなく、種類株式発行会社でもない。甲社と乙社は、直接的な取引関係はなかったが、長年にわたり友好関係を築いており、約30年前から甲社は乙社の発行済株式の5%を保有し、乙社も甲社の発行済株式の5%を保有していた。甲社の本業は食品製造事業であるが、余裕資金を上場株式などで積極的に運用していた。甲社の貸借対照表上の総資産額は約30億円であり、実質的な総資産額もほぼ同じである。甲社の取締役は、A、B及びCであり、代表取締役はA及びBである。Aは、甲社の生え抜きの従業員から取締役に就任した者であり、甲社の食品製造事業を統括している。Bは、乙社の従業員として約20年間勤務した後で乙社を退社して5年前に甲社の取締役に就任した者であり、甲社の資産の管理運用を担当している。

これまで甲社は、その保有する乙社株式について、乙社の取締役に友好的な議決権行使をしてきた。ところが、近年、乙社の業績が悪化して剰余金の配当が打ち切られたため、乙社の定時株主総会において、Aは甲社を代表して、乙社の取締役の再任に反対する議決権を行使した。しかし、乙社の取締役を再任する決議は成立した。

その後、Bは、甲社の取締役会決議を経ることなく、甲社を代表して、甲社が保有する乙社株式のすべて（以下「本件乙社株式」という。）を丙株式会社（以下「丙社」という。）に譲渡し、その対価である9000万円が甲社の銀行預金口座に振り込まれた。従来、甲社では1億円未満の資産取引については取締役会に付議しなくてもよいとする慣行があった。また、本件乙社株式の公正な価値は、独立した第三者機関の評価によると、8000万円から1億5000万円の範囲内であるとされている。丙社は、乙社に製品の原料を納入している会社であり、乙社の従業員であったBとは以前から付き合いがあったが、甲社とは日常的な取引関係は一切なかった。そのため、丙社は、Bが甲社の代表取締役に就任したことや甲社の大体の資産規模については知っていたが、それ以外の甲社に関する情報は知らなかった。

〔設問〕

Aは、今後も本件乙社株式を保有し続けたいと考えていたため、甲社を代表して、丙社に対し、甲社が本件乙社株式の株主であることの確認を求めて提訴しようと考えている。Aの立場において考えられる主張及びその当否について論じなさい。なお、訴訟要件について論じる必要はない。

（配点：30点）

【問題 2】

「株主総会決議取消しの訴え」と「株主総会決議不存在確認の訴え」の類似点と相違点について説明しなさい。

(配点：20 点)

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

【刑法】

・以下の設問に全て答えよ。

1 以下の事案につき、甲の罪責を論じよ（刑法典の罪に限る）。(30点)

甲は、居酒屋でAと酒を飲んでいたところ、些細なことからAと口喧嘩となった。Aが執拗に罵倒してきたことに憤慨した甲は、席上にあったビール瓶を手に取り、Aの頭部を力強く殴打した。Aが地面にうつ伏せに倒れると、怒りのおさまらない甲は、先ほどの殴打によって底の割れていたビール瓶で倒れていたAの首あたりを突き刺した。これらの暴行によって、Aは左後頸部血管損傷などの傷害を負い、意識を喪失した。甲がその場を立ち去った後、Aは、居酒屋店主の要請によってやって来た救急車で病院に搬送された。

Aは、病院で治療を受けることで、いったんはその容態が安定し、そのまま病院に入院した。継続的な治療を受ければ、良好に回復し、3週間程度で回復する見通しであったが、Aは意識が回復すると、自身が普段から馬鹿にしていた甲に怪我を負わされ、そのために入院する羽目になったことを恥じる思いから、無理矢理退院しようと、医師が止めるにもかかわらず、体から治療用の管を引き抜くなどして暴れた。Aが治療を拒否して暴れたことで、治療の効果が減殺し、その結果、Aの容態は急変し、前記左後頸部血管損傷に基づく脳機能障害によってAは死亡した。

なお、甲にはAに対する殺意がなかったものとする。

2 贈賄を依頼された行為者がそのための資金として預かっていた金銭を自己の遊興費に費消した場合のような、いわゆる「不法原因給付物の横領」事案では、横領罪（刑法252条及び253条）の成立を認める見解（肯定説）と認めない見解（否定説）の対立が見られる。このうち、肯定説の内容について、同説が判例の立場を踏まえつつ提示する論拠を考えられる限り全て挙げて、説明しなさい。(20点)

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

【刑事訴訟法】(配点50点)

次の、横浜地裁令和元年11月20日判決(判時2468=2469号172頁)の事案の概要及び判決理由の抜粋を読み、以下の各問に答えよ。(解答は解答紙に設問番号を記載して行うこと。)

【事案の概要】

原付二輪車による物損事故の処理に赴いた警察官らは、事故車を運転していた被告人の言動から薬物使用等の疑いを抱き、被告人の承諾を得て所持品検査を行った。その結果、原付のメットインの中から果物ナイフが発見されたことから、銃砲刀剣類所持等取締法違反の疑いで取り調べるために、本人の承諾を得て、①T警察署に任意同行した。警察官らは任意同行した被告人に対し、2時間程度、果物ナイフの所持に関する取調べを行った。また、被告人には覚せい剤使用の嫌疑もあったことから、尿の任意提出を求めたところ、被告人はこれを拒否した。そこで、②強制採尿令状の発付まで被告人を引き留めるべく、取調べ終了後も、身柄引受人が来なければ警察署から帰ることができない旨の虚偽の説明を行い、警察署に留め置いた。その間に強制採尿令状の発付を得て、これを被告人に提示し、尿を提出させ、差し押さえた。その後、被告人は身柄引受人としてT警察署に来た妹と帰宅を許された。この間、被告人のT警察署に留置きは3時間余に及んだ(本件留め置き)。

検察官は差し押さえた被告人の尿の鑑定書(本件鑑定書)を証拠として、被告人を覚せい剤取締法違反(使用)で起訴した。公判では本件鑑定書の証拠能力が争点となった。以下は本件留め置きの適法性に関して判示した部分である。

「確かに、被告人には覚せい剤使用の高度の嫌疑が認められた以上、警察官らにおいて、被告人に対して、T警察署に留まるように求めるという説得行為の一環として、一定の限度において、有形力を行使したり、心理的な圧力を加えたりすること自体は許容される状況にあったといえる。しかしながら、本件における警察官らによる働きかけは、そもそも被告人の説得を目的としたものではなく、被告人を誤信させて真意に基づかずにT警察署に留め置こうとしたものであるところ、本件所持品検査以来、被告人は警察官らに対し強い抵抗を示しておらず、警察官らにおいて被告人に対してT警察署に留まるように説得をすることについて何ら支障はなかったことにも照らせば、そうした説得を試みたりすることなく被告人に虚偽を申し向ける必要性、緊急性すらないような状況にあった…。また、採尿まで被告人を留め置いた時間も短くない。さらに、虚偽の説明が、被告人の退去の自由を直接侵害するような内容である点で、悪質性の高いものであった。そうすると、警察官らが、被告人に携帯電話機の使用、喫煙、飲料の購入等を許していることを踏まえても、③警察官らの違法行為が、任意捜査としての許容限度から逸脱した程度は大きいといわざるを得ない…。

また、既に検討した本件の経過等に照らせば、警察官らは、当初から、採尿のためにT警察署に留まるよう被告人を説得する手間を省き、被告人をその真意に基づくことなく留め置くために、意図的に虚偽を申し向けているとしか考えられない上、その意図は少なくとも地域第二課と刑事第二課との間で組織的に共有されていたのであるから、警察官らが、被疑者の身体拘束に関する法規制を軽視していたことは明らかである。加えて、警察官らが当公判廷において明らかに不合理な虚偽の証言をしていることにも照らせば、警察官らには、令状主義の諸規定を潜脱する意図があったといわざるを得ない。

④そして、このように、本件留め置きには、任意捜査の限界を大きく逸脱した違法があることに加え、本件の経緯全体を通して現れた上記のような警察官の態度を総合的に考慮すれば、本件留め置きの違法の程度は、令状主義の精神を没却するような重大なものであると認められる。

問1 下線部①の任意同行はどの根拠規定に基づくものと考えられるか答えよ。(10点)

問2 下線部②につき強制採尿令状とはどのような形式の令状か説明せよ。(10点)

問3 下線部③のいう任意捜査の許容限度の判断枠組みについて説明せよ。(15点)

問4 本判決は下線部④において本件留め置きの令状主義の精神を没却するような重大な違法を肯定した上で、本件鑑定書は、重大な違法がある本件留め置きと密接に関連する証拠であり、これを許容することは将来における違法捜査の抑制の見地からも相当でないと認められると結論付け、その証拠能力を否定した。本判決は違法の重大性を肯定する際に、本件留め置きが任意捜査の限界を大きく逸脱していることと、本件経緯全体を通して現れた警察官の態度を総合的に考慮している。この点を踏まえた上で、つぎの各問に答えよ。(15点)

- (1) 本判決は、任意捜査の限界を逸脱した理由の中で、被告人に虚偽を申し向け、留め置かなければならない必要性、緊急性がなかったことを指摘しているところ、かりに被告人が尿の任意提出を拒否した時点で帰宅させるよう求めていたときは、同様の虚偽を述べて留め置くことの必要性、緊急性を肯定してよいかを論ぜよ。
- (2) 本判決が考慮した警察官の態度には、警察官らが公判廷において、身柄引受人がいなければ警察署から帰ることができないと被告人に述べた理由に関する明らかに不合理な虚偽の証言をした事実が含まれているところ、かりに、警察官が公判廷において、身柄引受人がいなければ警察署から帰ることができない旨を被告人に告げた理由につき、帰宅させないための方便であったことを正直に認めていたならば、本件鑑定書の証拠能力を肯定してよいかを論ぜよ。